

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業の実施について

制定 平成 22 年 5 月 26 日付け 22 消安第 649 号・22 農会第 186 号
消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知

第 1 趣旨

安全な農畜水産物、食品を安定的に供給していくためには、科学的根拠に基づき、国際基準・規範を考慮し、食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策を推進することが必要である。本事業では、科学的根拠を提供するための研究課題を設定又は実施することにより、食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第 2 研究実施期間及び研究費

1 実施期間

研究の実施期間は、3 年を超えない範囲で予め研究課題ごとに設定する。

2 研究費

単年度の研究費の上限は、3 千万円を超えない範囲で予め研究課題ごとに設定する。

第 3 研究課題の決定

公募すべき研究課題は、農林水産省消費・安全局長が決定するものとする。

第 4 委託先の募集

農林水産省消費・安全局長は第 3 により公募すべき研究課題を決定したときは、公募により委託先を求めるものとする。

応募要領は、農林水産省消費・安全局長が別に定めるものとする。

第 5 委託先の決定

委託先の決定については、別添 1 のレギュラトリーサイエンス新技術開発事業審査実施規程に基づく審査を経て、審査委員会が決定する。

第 6 研究課題の実施

1 研究課題の委託

第 5 により委託先が決定されたときは、研究課題を委託により実施するものとする。

2 研究費の配分

第 5 により委託先が決定されたときは、委託先の長は、毎年度、第 4 により定める応募要領に基づき提出した研究実施計画に即して、第 5 による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で、研究の年次計画を農林水産省消費・安全局長に提出するものとする。

研究に必要な経費は、第 5 による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で配分す

るものとする。

第7 研究課題の運営管理等

1 研究推進会議の開催

委託先は、研究計画の設計、決定及び必要な見直しを行うとともに、研究の進捗状況を確認するために、研究課題に参画している研究者等により構成される研究推進会議を開催するものとする。

2 研究課題運営チームの設置

農林水産省消費・安全局長は、研究課題の的確な進行管理を図る観点から、実施する研究課題ごとに、農林水産省消費・安全局関係課室長級の者を長（以下「チーム長」という。）とする研究課題運営チーム（以下「運営チーム」という。）を設置するものとする。

運営チームは、農林水産省消費・安全局担当官その他チーム長が必要と認める者によって構成するものとする。

3 研究課題の運営管理

運営チームは、日頃から委託先と情報や意見を交換し、また、1の研究推進会議に参画することによって、研究の進捗状況を確認するとともに、研究期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう研究計画の改善及び必要な見直しを行うものとする。

4 研究課題の評価

実施された研究課題の評価に関する事項については、別添2のレギュラトリーサイエンス新技術開発事業評価実施規程に定めるところによるものとする。

第8 実績の報告

研究課題を実施した委託先の長は、委託契約書で定める履行期限までに、毎年度、農林水産省消費・安全局長に当該研究課題の実績を報告するものとする。

附則

1 「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領（平成18年1月24日付け17農会第1276号農林水産技術会議事務局長通知）」に基づき、研究課題が採択され、平成22年度以降も引き続き研究の実施を予定している課題のうち、リスク管理型の課題にあつては、本事業において研究を実施することができるものとする。

2 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領（平成20年4月1日付け19農会第1022号農林水産技術会議事務局長通知）」に基づき、研究課題が採択され、平成22年度以降も引き続き研究の実施を予定している課題のうち平成20年度に採択された「食品の安全確保の推進」及び「家畜の防疫対策の推進」領域の課題並びに21年度に採択された「食品の安全確保及び家畜の防疫対策の推進」領域の課題にあつては、本事業において研究を実施することができるものとする。